

○国家公安委員会規則第五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の八の規定に基づき、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

国家公安委員会委員長 武田 良太

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。